

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第4章 著作権保護技術の現状と当該技術を活用したビジネスの現状について

意見	個人／団体名
<p>「過去と今現在の製作者」しか視野に入っていない。                  ほぼ全てのコンテンツは過去のコンテンツの上に成り立っており、「未来を育てる」発想がこの中にまったく入っていない。                  著作権法は1条に書かれているように「文化の発展に寄与することを目的とする」ものでなければならず、そのためには「過去」や「現在」だけでなく「発展」である「未来」のコンテンツ製作者に対する育てるための認識が無いのは、明らかに片手落ちといえる。</p>	個人
<p>「記録媒体等の破損等の場合を除き何回利用しても品質が劣化しないこと」とはいつても、CDやDVDに一度記録したからといってそれが恒久的に保存されるわけではない。                  どのような記録媒体であれそれが文字通りの意味で恒久的に保存し続けることは不可能である。                  その「保存媒体の劣化」対策として「孫コピー」がある。                  「孫コピー」の用途を「著作権侵害」と決めつけそれを阻害することは利用者にとって大変不都合である。                  また、優れた二次創作の発展を阻害する可能性がある。                  たとえ二次創作といってもいわゆる「パクリ」や「劣化コピー」などに留まらず、たとえばファンの間で「MAD」として楽しめる文化がある。                  非常に高いクオリティを有する作品も多くあり、それが我々に感動を与える以上、それらもまた一つの「創作活動」と呼ぶことにはなんの差し支えもない。                  優れた二次創作はときとしてオリジナルの知名度を上回ることすらあり、オリジナルの作品にとっても非常に喜ばしい宣伝となりうる。                  このようなことが可能になるのは「元の著作物等の品質と同品質の複製ができること、(中略)短時間に大量の複製物が作成できることなど様々な特徴を有することによる。                  これを阻害することは「権利者」にとって「経済的不利益」ではないだろうか？                  また、この技術が報道等に応用された場合、国民による報道の不正を監視することが難しくなる。                  以上、「著作権保護技術」の運用はおおくの弊害を伴う。                  これを促進するよりは、むしろこの技術こそを規制すべきではないだろうか？</p>	個人
<p>・41ページ「著作権保護技術について」の項目に関して                  著作権保護技術という用語を、何らかの法律により複製が実質的に制限される技術と捉え使用する。において何らかの法律とは何か明記しなければ話にならない。法、条例もなしにこの話をするのは論外である。</p>	個人
<p>この項目に疑問である。ファイル交換ソフトはダウンロードではなくキャッシュを元にやり取りされるので、厳密には違法ダウンロードとは言えない。</p>	個人
<p>私は、難しいことはわからないが、今のコピーワンスは、おかしなことはわかる。                  こんなことしているのは、日本だけです。                  このような場合、欧米先進国の事例に合わせておいて様子を見たほうが良いと思います。                  日本独自でやるべきではない。                  世界の空気を読んで、事を進めるべし。                  周りを見ながら、周りと一緒に動いていったほうが良い。                  ここで、事を急いでしまっは、後から世界の笑いものになる。                  アメリカでは、「YOU YUBE」も合法。                  「YOU YUBE」の存在は、確かに著作権違反かもしれないが、アメリカではこう考えられているのが、一般的な意見です。                  「我々人類は、インターネットという技術を手に入れて、これをどのように人類の人々の幸福に役立てていくことができるか」                  欧米先進国では、確かに著作権の問題はあるが、インターネットを善と捉えている。                  日本政府は、悪と捕らえているように思える。                  大企業の著作権と人間の幸せ、どちらを優先させるかについては、人間の幸せを優先させるべきです。                  では、著作権についてはどのように考えるべきか。                  その決定的な答えは、まだ人類は出していない。                  技術が発達し過ぎて、人類はついていけない状態です。                  だから、ここはとりあえず、欧米先進国の事例を当てはめて、事を進めた方が良いのではないのでしょうか。                  周りに合わせて、ゆくゆく何かあったら、どっちにでも転べる体制を整えておくことが大切です。                  デジタル物では、世界をリードしている日本ですが、そこに流れるソフトの法的扱い方については、全く無知なように思えてなりません。                  コピーワンスやコピー10などコピー制限をしてまで、著作を管理するのは、異常です。                  だから、日本人は、欧米先進国を中心に世界からいまだに敬意を払われたいのです。                  日本が意見を言っても、世界は耳を傾けてくれない理由は、こういうところにあると思います。                  大企業の利益を守るために、個人のテレビ番組のコピーを規制していることは、世界で笑われます。                  大企業も結局、権利を守る法律を作ったという名目で、自民党の外郭団体などに寄付の強請をさせられるのが落ちでしょう。                  利権政治から脱却して、国民の幸せを考えて事を運んでください。                  何度も言いますが、こういうことをやっているから日本は世界に相手にされないのです。                  今は、とりあえず欧米先進国に歩調をあわせるべきです。</p>	個人

<p>コピーワンスについて意見があります。          コピーワンスが見直されダビング10になるということですが、これについては大きな譲歩を得られたとは思いますが。          EPNに猛反対していた権利者から譲歩が得られたのですから。          しかしダビング10は現行機器には適用できず、今後発売される新型機器のみにしか適用できないというのは納得ができません。          あまりにも不平等過ぎます。          EPNであればフラグを変えるだけで済むのですから現行機器でも適用可能なのですよね。          だったらEPNの方が良いに決まっています。          僕個人としてはEPNだからといって無制限にコピーしたいわけではありません。          しかしEPNでなければ、将来新型のディスクが出たとき(DVDから次世代DVDのように)現行ディスクからの移行ができない。(コピーではなくムーブでも構わないです。)          EPNでなければ、番組のパソコンでの切り取り、プレイリスト編集、分割、結合といったことができない。          もし上記の点をクリアできるのであればダビング10でも構わないと思います。          コピーを制限するのは必要なかもしれません。          しかし編集等の自由まで制限される筋合いはないと思います。          またダビング10で「現行機器すべて」にも対応できるようにするべきです。          できないのであれば、現行機器をEPNに、今後発売されるブルーレイ・HD DVDなどのハイビジョン録画が可能な機器をダビング10にするといった柔軟性を持たせるべきだと思います。          これがクリアされれば消費者も納得できるでしょう。          そうなることを望みます。</p>	個人
<p>コピーワンスルールの見直しについて。          P57の審議会の共通認識については全く異論ありませんが、その共通認識に基づくはずの「当面の改善策(p58)」が、何故「COG＋一定制限が適当」という方向性になるのか理解できません。          なぜなら、COGは「善意の利用者が様々なウインドウを介しコンテンツを楽しむことを妨げようとする」ことに他ならないためです。          私自身(善意の利用者のつもりですが)CMが好きなので、アナログ放送の録画から気に入ったCMだけを取り出して、パソコン内に動画ライブラリーとしてコレクションしています。          こういった現在アナログ放送でできることが、COGの地上デジタル放送では出来ないため、地デジへの移行を躊躇している状況です。          いま一度、利用者の求める利便性とは何であるかを考え直していただき、COGに代わる改善策を見出して欲しいと思います。          私としては、映画や人気ドラマなど、レンタルや購入ができるコンテンツはコピー不可かCOGで構わないので、CMやニュースやバラエティなどはコピーフリーにさせていただきたいです。</p>	個人
<p>コピー制限の緩和に大賛成です。</p>	個人
<p>現在、導入が検討されている「ダビング10」について、下記の理由から導入についてさらに検討をお願いしたいと思います。          ・録画したディスクからコピーができない          永遠に存続が保障されている規格というのは、今のところありません。レコードやVHSを見てもそうですが、現在どれだけ普及していても10年後も主流であることを保障できません。そう考えると、コンテンツをできるだけ少ない劣化で別のフォーマットに移せることが必要です。映画や音楽などのパッケージメディアは別フォーマットで再発売される可能性もありますが、テレビ番組はそうはいきません。ドラマなど一部のコンテンツはパッケージメディアとして発売されるかもしれませんが、全体としてはごく一部で、ほとんどの番組はせいぜい1回再放送されるかどうかといったところです。残念ながらダビング10ではいわゆる孫コピーができません。一見、保存性に優れているように見える光ディスクですが、メディアによっては意外と寿命が短いことがわかってきました。孫コピーが可能になるコピーマネージメントの検討をお願いいたします。</p> <p>・既存のHDD/DVDレコーダーではコピーワンスのまま          ダビング10への対応が新型HDD/DVDレコーダーの発表時にすでにトピックになっています。すでに多くのHDD/DVDレコーダーが販売されておりますが、それらのユーザーには今後も不便を強いることとなります。新機種で対応が可能になったとしても既存のユーザーはメーカー、放送局、行政当局に対して強い不信感を抱くことは不可避でしょう。そして、その不信感は「デジタル放送になったら、録画につまらん規制をかけるのなら、アナログで結構」という考えにつながります。          多額の費用がかかることもあり、ただでさえ順調とはいえないデジタル放送への移行がさらに遅れる要因にもなるでしょう。</p> <p>本来はアナログ放送同様に放送に対する録画の規制がないことが望ましいと考えます。ただ、現実には放送を含む著作物が動画サイトなどへの投稿され、権利者の利害や商機を損ねています。トータルで考えると、すでに検討されているEPNが現実的ではないかと思えます。</p> <p>「過ぎたるは及ばざるが如し」という言葉があります。かつて「夢の録音機」と呼ばれたDATというフォーマットがありました。CD以上のスペックで、カセットテープより小さなメディアに長時間録音ができるという優れた規格でした。しかし、現在ハードは製造されていません。レコード会社などを中心に猛烈な反発が起き、パッケージメディアがほとんど発売されなかったこと、ややこしいコピーマネージメントが導入されたことが普及を妨げました。          こうした過去の失敗例なども検証したうえで、規格を決めて欲しいと考えます。結局のところ、不便なものというのは普及しないのです。</p>	個人

<p>今回の見直しではDVDに書き出してしまったものはもう動かすことができない(DVDレコーダにデータを戻したりといった作業を指しています)という点でコピーワンスと変わらず、改善策になっておりません。</p> <p>58ページに権利者からの指摘で「バックアップ」の記述がありますが、私は9回までコピー可能というのはバックアップに当たらないと考えております。</p> <p>パソコンに詳しい方ならわかるとは思いますが、バックアップとはメインに使用しているデータに何かあったときにリカバリーするために取るものです。バックアップデータでリカバリーしたものは当然メインに使用していたデータと同様でなければバックアップの意味がありません。</p> <p>今回の改善策ではDVDに書き出した後にはもう動かすことができず、メインと同様のデータとはいえないため、とてもバックアップという代物ではありません。</p> <p>上記は別に言葉尻を捉えての指摘ではありません。切実にバックアップできるようにしてもらいたいと考えています。</p> <p>私は個人所有のPCはHDD2台以上で同一データを保持しておりますし、さらに必要なものはDVDなどにバックアップを取るなど二重三重の対処しておりますが、コピーワンスのせいで録画データのバックアップが作成できずしております。</p> <p>上記のようなコメントに対してはコピー回数が9回まで増えたのだから複数のコピーをとれば良いではないという様な意見が出るかもしれませんが、そのような対処ではメディアの代金や保管場所を取るだけであまり実際の役には立ちません。</p> <p>バックアップの良いところはリカバリーした後にメインのデータと同じになることです。</p> <p>これが意味することはデータはメインとバックアップの2種が存在していれば、メインに問題が出た場合はバックアップでデータをリカバリー、バックアップに問題が出た場合は再度バックアップを作成するという作業ができるということです。</p> <p>(注:メインに問題が発生した場合にバックアップデータでデータをリカバリーします。その後今度はバックアップに問題が出た際はリカバリーしたメインのデータからバックアップを再度作成するというのもできるというのが大切です。)</p> <p>一方今回の改善策では一度メインデータを削除してしまうとあとは権利者が言う「バックアップ」しか残らないことになってしまいます。(DVDレコーダに搭載のHDDの容量は無限ではなく、通常の使用ですとメディアにデータを書き出してレコーダー内のデータは削除してしまいます。その為、通常の使用ではユーザーの手元に残るのは権利者の言う「バックアップ」のみになってしまいます)</p> <p>この「バックアップ」は主にディスクメディアに書き出されることになりませんが、一部のディスクメディアを除いて記録面はむき出しで物理的な破損に繋がる可能性が大きく、データの保持という観点でも時間とともにデータの読み出しが出来なくなるような特性があります。</p> <p>このような状況では今回の改善策は改善策になり得ず、是非とも見直しをしていただきたい部分になります。</p> <p>(上記以外にもアナログ放送時に良くやっていたことですが、HDD容量不足の時に一時的にディスクメディアに書き出して、後でレコーダーに書き戻して編集作業を行うといったことをやりましたが、このような作業も今回の改善策では行うことが出来ません。また、DVD複数枚にシリーズものを記録しております。次世代の大容量ディスクが出たので、これらを次世代メディア1枚に収めたいのですが、コピーワンスのせいでまとめることが出来ません。今回の改善策ではこのような場合にも役に立たないということで見直しをしていただきたいです)</p> <p>なお、私個人としては決してコピーフリーにしると言っているわけではありません。</p> <p>コピー制御はかけていただけて結構ですが、書き出したメディアからレコーダーへデータを戻したり、戻したデータを再度メディアに書き出ししたり出来るようにしていただきたいというのが希望です。</p>	個人
<p>実際によく利用する立場から言わせてもらいますとムーブの取り扱いを緩和してほしいというのが一番の要望です。</p> <p>現状では光Discにムーブした場合もはやそこから移動すること出来ないため、Discが汚損や経年劣化した場合に別のメディアに退避して救う事が出来ません。</p> <p>これは仮にダビング10であっても解決しません。</p> <p>追記メディアの場合は移動不可ということでよいのですが、書き換え可能メディアを使用している場合、光DiscからHDDへのムーブ時に光Disc側を消すことは可能であるはず。</p> <p>BDやDVD等、同じフォーマットを採用しているならメーカー間の互換は問題なく取れるはずですし、必須事項として規定していただきたい。(むしろ互換が取れない方がおかしいと言える)</p> <p>技術的にもムーブの仕様を見直しなどでさほど困難なく実現できるはずです。</p> <p>現在放送されている番組は別途販売が行われない番組が圧倒的多数を占め、また再放送の可能性すらない番組も多数存在するため、そうした物を残しておくにはダビング10だけでは意味が無く、ムーブ仕様の改善は必須と考える。</p> <p>仮にダビング10のまま、ムーブは現状の機器間以外のムーブではムーブワンスというのであれば、コピーでなくムーブした場合はオリジナルのコピーカウントは減少せず、ムーブタイミングはユーザーの任意という仕様にするべき。</p> <p>例:録画データをオリジナルとしムーブした時点でコピー回数の残りが有る場合、光Discであってもそこからコピーカウント残数分のコピーが可能、コピーした物からの再複製は不可。</p>	個人
<p>著作権者が1つ意図的に認識していない点として、その著作物を再生するハードウェアを購入または準備するのが消費者(利用者)という点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも強力なコピー制限をするという考え方は著作権者側の行動として私も理解が可能。</li> <li>・しかし、そのコピー制限を行うために消費者が、著作物とは別に用意した機材の機能が制限されるのは、「高性能なデジタル機器をわざわざ低機能にしてつかう意味が理解できない」コピー制限機能ON/OFFにする選択を消費者にさせろという意味ではない。</li> </ul> <p>(1)必要以上に高機能高性能な機材をその性能を生かす環境で使っている状況でない。</p> <p>(2)高機能高性能さゆえに機能を制限されるという矛盾の繰り返しで、おかしな技術と制限の連発になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・またコピーコントロールCDやマイクロビジョンのように機材の誤動作を期待したコピー制限機能は既に、消費者のデジタル機材に対する攻撃であり、消費者資産を意図的に破壊しても「しょうがない」という著作権者の勘違いだと思う。</li> <li>・そもそも著作権者が不特定多数にコンテンツと呼ばれる放送を地上波デジタル放送という形で提供している訳ですが、</li> </ul> <p>(1)必要のないほどの高画質で勝手に放送しておいてコピー制限が当然という理由が多いが、実は消費者はそこまでの高画質を期待していない、または高画質よりも従来アナログ放送機器が将来にわたって使用できたほうが環境的にもメリットがあるという考えが検討されていない。</p> <p>(2)アナログ放送程度の緩い制限の代わりに、画質そのほかのデメリットがある形態での放送や提供をしてもらえないという消費者の不満の解消がされない(不自由な使い勝手の高級機種は必要ない)。</p> <p>(3)逆に消費者側がそういう著作物を選ばないという選択の仕方を技術的に選べるように検討してはどうだろうかと思うときがある。</p> <p>(4)B-CASカードの登録が必要だから不特定相手ではない。という意見は方向のとり間違い。全ての受信機の所有者を特定しているわけではないし、そもそも放送としてそういう制限に踏み出したのが間違いじゃないのかと思う。</p> <p>・高画質、高音質を求める消費者に対して、コピー制限が多い状態でさまたげると著作権者が数をそろえられない現状を、販売数という形でごまかしていますが・・・SACDやDVD-AUDIOの音楽って通常のCDと比べて数%しかでませんでしたし、そんな状態で再生専用機器を消費者が大量に購入するなんてことはありません。</p>	個人

<p>・念のため書いておきますが、高画質の映像に対して制限を加えるのは良い。特に映画や音楽等には必要だろう。しかし時事ニュースや政権放送というそもそも不特定に知らしめる必要がある情報に対して、複製保存を許さないという方式は逆に法律的にも間違っていないか？と感じることがある。なぜなら、その情報は未来の人間が必ず必要とする歴史だから。</p> <p>・現実的にCDを購入するために消費者がCD代金のほかに必要な行為について比較がされていない。CDは発売までに時間がかかり、売り切れもありえる。さらに既にCDを再生する機材を持たない消費者も生まれている。音楽データはコピーが簡単ということが大きく取り上げられるが本当の意味は入手の手間が格段に少なく、確実に入手が可能ということであるはず。音楽CDの違法アップ&amp;ダウンロードは私は違法と思う対策があっても良いが、必要な時に有償/無償の形態で提供できていない著作権者の問題は取り上げられないのか？CDを購入する最大のメリットは「所有欲」という時代になり始めている。ちなみに私はCDの保有(購入)は大好きです。</p> <p>・海外でのデジタル放送と日本の機器の互換性のなさこれについてはいい加減にしてほしい。互換性のある機能はパソコンと同じインターフェースだけだ。海外の有力な機材を使えない。ということは高コストの国内でしか通用しない機材と使えということであってなにもうれしくない。ついでに今後次世代DVDに対する機能追加があったときパソコンのOSも国内専用機能が必要。そのコストは当然消費者が負担するだろうが、払ったコストは著作権者にとどくことはおそらくないだろう。著作権者団体というところへとどくかはわからない。</p> <p>・私は著作権者にお金をお支払いしたい。著作権者の代理人相手でもかまわない。しかし、デジタル化して情報のやり取りが整理できるようになり始めているのに一括して保証金としてとか、個人使用は考えられていないので何百万出して権利を買ってくださいとかは提供する側の問題だとも思いますよ。</p>	
<p>保存版としてDVDに残すことを考えると、一世代のみコピー可能で枚数が一枚から十枚になったところで、どのような利点があるのかが分かりません。</p> <p>DVDは永遠に保管できるものではなく、数年から数十年で劣化して読み込みできなくなります。その際に、そこからバックアップを取ることを考えると、HDDに元ファイルが残っている必要がある。それは現実的ではないのではないかと思います。</p> <p>また、デジタルポータブルプレーヤーやDVD等、計三種のメディアへ、三人の家族がダビングできるようにダビング10ということですが、現状レコーダーはデジタルポータブルプレーヤーへのムーブにはほぼ対応しておらず、PCもPCI回路へのデータ送出を認めていない状態では、実質的にポータブルプレーヤーで持ち歩いて視聴すると言うスタイルは無理ではないでしょうか？</p>	
<p>報告書の58ページの当面の改善策のままではデジタル放送普及の足かせが残るので反対です。</p> <p>見たい番組があって録画をする事は認知されていると思いますがHDDの容量は有限で、DVD等に待避するのは市販されない番組などは1度きりの放映を保存しておきたい欲求を満たす為にDVDに焼いて待避をするしか方法はありません。その為の1つとしてHDDが交換出来ない以上複数台所有する事も負担が大きく、2〜3年程度で故障する物に押し込める事やフォーマットがこれから変更された場合、映像を変換する事も阻害するのは確実です。</p> <p>映像を保存する方法はユーザーに委ねられるべきと考えています。</p> <p>今度のダビング10では趣味として(普及には重要)録画した番組を見やすい様にメニューを作りたいて考えても出来ませんし、保存する位大切にすれば再生する為に孫コピーを作って再生版DVD(市販のものと同じ)をDvix形式など携帯プレーヤーで出張中の時間の空きなどに見たいと考えても変換する為に孫コピーが必要で、どれも制限にひっかかってしまいます。</p> <p>アナログ時代はパソコンで録画・編集など産業を創世する様な様々な製品が販売されていましたが、「～をしたい」という欲求を満たす事で市場を活性化してデジタル機器の普及を図るには必要だと思えます。</p>	個人
<p>(1) 「COG(Copy One Generation)の考え方の適用+一定の制限」に基づき、「同一筐体内のDVD等への出力や、外部機器への出力におけるコピー回数」を緩和するという考え方だが、この案については消費者の立場として反対である。</p> <p>(1) の理由</p> <p>問題はコピー可能な回数ではなく、コピー先の記録媒体からのコピー(孫コピー)が一切にできないことにある。</p> <p>バックアップが論理的、物理的に破壊される可能性がなく、かつ将来現れるであろう新しい再生装置で再生できることが補償されているのであればバックアップは1つで十分だが、現実はずではない。HDDの記憶容量には制限があるし、記録型DVDなどの媒体は経年変化で劣化する。また、HDDや記録型DVD媒体が故障や不慮の事故で破壊されることも珍しくはない。</p> <p>また、既存の録画再生装置を本案に対応させることは技術的に難しく、機器の買い替えが必要になると聞いている。しかし、このような機器は総じて高価であり、本案のような不十分な対策のために出費を強いられることは消費者としては安易に受け入れがたい。</p>	個人
<p>(1) 著作権保護技術概念と暗号化技術に関する見解について</p> <p>「本中間整理」では、著作権保護技術を「何らかの方法により複製が実質的に制限される技術」と定義した(41頁)上、これをフラグ検出型と暗号技術利用型に区分しています(42〜43頁)。そして、後者についてその制御の種類と内容を表にして、複製の制御、転送・出力の制御、再生の制御を3つ制御を掲げています(43頁)。</p> <p>ところで、暗号化技術については、これまでアクセスを制御する技術として整理され、複製を制御しない技術とされてきました(平成10年12月「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)報告書」第2章第4節1・平成18年1月「文化審議会著作権分科会報告書」75頁)。</p> <p>これに対し、「本中間整理」は複製の制御と転送・出力の制御をなしうる技術と位置づけたのですから、上記審議会の見解を否定したものと思われる。</p> <p>DVDビデオに用いられている暗号化技術であるCSSは、ディスクに収録された映像データをコピーしたとしても、そのコピーしたものを正規に復号する手段は存在しないため、コピーを抑止する機能があります。そして、CSSはこの複製抑止機能に着目して用いられています。</p> <p>したがって、実質的に複製を制御する技術ですから、「本中間整理」の見解は実態を踏まえた正当な見解だと考えます。</p> <p>(2) 著作権法30条1項2号の見直しの必要性について</p> <p>文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会(以下「本小委員会」と言います。)は「私的録音・録画の抜本的見直し」(10頁)のために設置されたのですから、著作権法30条1項2号も抜本的見直しの対象であるべきです。しかも、暗号化技術が単にアクセスを制御する技術ではなく複製をも制御する技術と位置づけられるべきことが明らかになったのですから、その回避を著作権法が禁止しても「新たな支分権創設に等しい」との批判は当たりません。</p> <p>したがって、著作権法が暗号化技術の回避を許容しなければならない理由はありません。</p>	個人

<p>また、著作権法2条1項20号は、著作権等の侵害行為の「防止」だけでなく、「抑止」も対象としています。ここで抑止とは、著作権侵害「行為それ自体は止めないものの、その結果に著しい障害を生じさせること」(加戸守行「著作権法逐条講義 五訂新版」(2006年 著作権情報センター)60頁)をいうのですから、「実質的に」複製を制限する著作権保護技術も、複製を制限する技術的保護手段に該当しうると考えられます。</p> <p>したがって、著作権の支分権を制御する暗号化技術が著作権法30条1項2号の技術に該当するか、該当しないとするならば、これを回避する行為を禁止するかどうかの見直しは不可欠であり、その検討を強く要望いたします。</p> <p>なお、もし著作権法30条1項2号の見直しが文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の審議対象であるならば、貴小委員会からその見直しを求めていただくことを要望いたします。</p> <p>ところで、本報告書51頁の脚注36は、「CSSが施されたDVDはパソコンなどで複製しても暗号鍵自体が複製できず再生ができない。」としていますが、これに加えて、CSS自体がCCI(Copy Control Information)の構成要素となっている点も重要だと考えます。すなわち、コンテンツがCSSで暗号化されていることそれ自体もCCIの構成要素となっており、暗号化されていることも「機器が特定の反応をする信号」(著作権法2条1項20号)となっている点です。</p> <p>したがって、CSS等の暗号化技術が著作権法30条1項2号に該当するか否かのご検討にあたっては、暗号化されていることそれ自体が「機器が特定の反応をする信号」となりうることも考慮されることを要望いたします。</p>	
<p>(1)の項目 私は「反対」します。 自身で購入したHDDレコーダーがこれほど使いにくい製品だとは考えておりませんでした。 ディスクに入りきらずに失敗したら終わり、録画したDVDが他の機器で見れない、ファイナライズ?レートの変換が出来ない? 「新製品はこんなもの」という一般的な受認範囲を越えています。 ただ回数を増やしただけの「当面の」改善策に反対いたします。 「当面の」という言葉は、近い将来の再度の制度変更を強く示唆していますので私、個人としては当面(と言うかも二度と)HDDレコーダーは買うつもりはありません。 コピーワンスルールの影響による市場の縮小、テレビ放送の衰退、それによる「豊かなコンテンツの制作・流通」への影響について、複数機関による厳密な調査研究を強く希望します。 iPodによる国産品の駆逐、あるいはCCCDの愚をまた繰り返す事を危惧しております。</p>	個人
<p>「コピーワンス」のルールだと確かにムーブに失敗した時のリスクがあるが、個人で使用することを考えれば10回のコピーは多すぎると思う。</p>	個人
<p>「コピーワンス」ルールについて 「コピーワンス」の代替として提案されている「ダビング10」は、記録メディア劣化時や記録メディアの再生手段の入手が困難になった時に再度複製を行うことが不可能なため、死ぬまで保有することが不可能な制度である。それでも、記録メディア劣化時に有償で手にいれる手段があれば諦めもつくが、死蔵される著作物が多い現状では、有償で手にいれることが困難である場合が多い。また、ポータブルデバイスの記憶容量制限の都合等で複製を破棄する場合でも、破棄した数だけ複製数が復活するものでもないため、ポータブルデバイスへの複製を躊躇するものである。 以上のことから、「ダビング10」は視聴者の利益になるものではなく、間接的に権利者の利益にもならず、ひいては新たなライフスタイルを生み出す可能性を著しく低くしていると言えるので、フェアユースの場合については、「ダビング10」よりも緩めるように見直しをいただきたい。</p>	個人
<p>■58ページ「ii 当面の改善策」について 以下の議論が含まれていないため、反対します。 「① 善意の利用者たちが、家庭内の中で普通にコンテンツを楽しむことを妨げられないことが必要」とありますが、利用者たちによってコンテンツの楽しみ方がいろいろあるはず。 例として何点か挙げます。 1) 作品(コンテンツ)を鑑賞する 2) 作品(コンテンツ)を元に、新しい作品を創造する 3) 作品(コンテンツ)を利用者の好きな形に変え、きれいに保存する といったことがありますが、権利者からの指摘ではバックアップとしか見ていないようにとれます。 特に2)や3)については、先ほども述べたように、新しい作品創造の妨げとなります。 特に、コピー回数の制限については、ハードディスクレコーダーで保存すると、全ての編集作業をハードディスクレコーダー上でしか操作できないことになり、万全な作業ができるハードディスクレコーダーがなければ、ユーザの創意を喪失させることとなります。 しかし、海賊版による権利者の損失も考慮し、以下のような代替案をあげたいと思います。 ・デジタル(フルハイビジョン)データのバックアップはN回。但し1世代までとする。 ・アナログ(出力端子がD端子など)の場合は、バックアップ・コピー世代を制限しない。 ただし、以下の前提が必要となります。 ・デジタルとアナログの優劣差を付加すること。(デジタルは1920×1080、アナログは848×480まで等) ・デジタルのバックアップは、画質の劣化をさせないこと。 前者は、現状のDVD販売のビジネスで、DVDなどを買うメリットとして生かすことができると思います。 後者に関しては、現在のコピーワンスで1度ムーブしてしまうと画質が強制的に劣化されてしまうことに不満があるためです。</p> <p>☆総括 インターネットとは自由が原則です。国境はないものです。 上記の意見については、1ユーザとして述べさせていただきました。 新しい技術が発展し、これからも発展していくと思います。 しかし、ビジネスが記述の発展に追いつかず、その結果法律改正でビジネスを保護する。 その結果、技術発展の衰退・抑制につながらないことを切実に思うところです。 ビジネスには相手がいなければ成り立ちません。ユーザの求めていることを権利者他代理店などの関係者が客観的に分析し、ユーザのニーズに答えることが、本来の姿だと思っています。</p>	個人

<p>■CCCDについて同じ誤りを繰り返さないために情報の追加が必要だと思います。この節の表記で：「CCCDは、一部のOSで意図した効果が発揮されなかったことや一部のCDプレイヤー等で正常に再生されない場合があったことなどから、現在では、CCCDを発売しているレコード会社はない。」とある箇所には、ユーザ視点が欠けています。CCCDが再生されないCDプレイヤーであってもCCCDの再生によりCDプレイヤーが破損してもCCCDの製造者は、その問題になんの対策も保障もしないことで、CCCDは買うべきでないという認識が消費者に植えつけられました。その結果CCCDが企業にとって不利益になるとようやく認識されCCCDの新規製造が無くなったと理解しています。これは、著作権物の販売においてユーザを無視した制限の負荷とその結果として同じ誤りを繰り返さないために、今後の参考になる事項だと思います。本事項の当初意図と状況・結果についての加筆が望ましいと思います。</p> <p>■業界動向についての最新情報を反映する必要があると思います。最近の動向として、DRM無しのMP3販売や、買い手による価格決定、コンサートをメインの収益源とするために音楽ファイルをプロモーションとして配布する、などの試行が行われています。これらの動向にも注目する必要があると追記することが望ましいと思います。</p>	個人
<p>■地上デジタル放送コンテンツ保護の必要性について 「コピーワンス」のような保護がない場合、</p> <p>DVDやBDといったメディアに書き出して販売されたり、無償で友人に配布されたりすること、また、PCで扱えるコピーフリーのファイル化された場合、YouTubeやニコニコ動画といったサイト、またはファイル交換ソフトによって不正に配布されてしまうことで、パッケージメディア販売ビジネスが打撃を受けることが問題であると理解する。</p> <p>これらに対する何らかの対応は必要であろう。ただし、「ある程度の知識がなければできない」「手間がかかるので現実的にはやらない」といったレベルを許容すべきである。救済すべきは善意のユーザである。「カジュアルコピー」が事実上できなくすればよいではないか。悪意のユーザは法的に取り締まるべきである。</p> <p>■コピーワンスの問題点 一番の問題は、パッケージメディアにムーブしたら最後、そのメディア以外にコピーも移動もできないことである。この制約によって、エアチェックの楽しみが全く失われている。例えば、MPEG2-TSのままではなく、MPEG4-AVCで再エンコードして容量を小さくし、複数枚のディスクを1枚にまとめようとか、1層BDから2層BDに入れ換えようとか、DVDで録画したものをBDに移し替えて保存したいとか、編集して保存しなおしたい、などのニーズである。</p> <p>問題点として「ムーブ失敗」がよく言われるが、本当であろうか？ 私は自分の機器で数百回ムーブを実施しているが失敗したことはない。 ムーブ失敗は副次的な問題であると考える。</p> <p>■ダビング10の問題点 上記「コピーワンスの問題点」が全く解決されていない。そもそも、「コピーワンス」から「ダビング10」になったことで具体的にどのような消費者の利便性改善が図られるのかが、報告書では全く見えない。 ムーブ失敗しても大丈夫、という以外に何があるのか？</p> <p>報告の中にはさかんに「ポータブルデバイス」が登場するが、地デジ番組1時間は約7～8GBの容量となる。シリコン系メモリデバイスでは現在まだ安価とは言えない容量である。コストは時間が解決するであろうが、「2011年に向けて普及促進するため、今すぐ利便性を上げること」が求められているのであるから、時間が解決するというロジックは成立しない。</p> <p>また、おそらくポータブルデバイスで扱うコンテンツはデジタル放送のMPEG2-TSそのままではなく、もっと画質を落としたコーデックで充分なはずである(MPEG4-AVCなど)。 とすれば、ダビング10では録画したコンテンツはひとつしかないのであるから、複数のコーデックで同時に存在は許されず、ポータブルデバイスへの書き出し時にリアルタイムで再エンコードすることとなる(SONY製品では運用で解決しているものもあるようだが、複雑な運用は不要にするべきである)。 例えば、起きる前に録画した朝のニュース番組を持ち出して通勤電車の中で試聴しようとした時、実時間かけて再エンコードしてダビングなどしては行かない。技術進歩で高速再エンコードも可能になるであろうが、先に述べた通り「2011年に向けて～」早急なる対応が必要なのであるから、時間が解決するというロジックは成立しない。</p> <p>web記事で小寺信良氏が指摘していることだが、ポータブルデバイスへの接続性や採用されるコーデックは多様であり、それらに汎用的に対応したレコーダが登場する可能性は高くないと推察する。 少なくとも、早急に利便性を高めることには全くならない。</p> <p>10回のダビング回数が許容されたとしても、HDD上にコンテンツを残しておかなければその恩恵に預かれない。つまり、HDDの容量を圧縮し続けるということである。 先に述べた通り「2011年に向けて～」早急なる対応が必要なのであるから、今後HDD容量が増えていくことで解決するというロジックは成立しない。 また、たとえHDDの容量が今後例え増えたとしても、HDDは壊れるものであり長期の保存に耐える記録媒体ではない。もちろん、機器自体が壊れた場合や買い換えた場合は内容は失われることとなる。 また、大容量HDDを採用しないと利便性が高まらないということは、対応機器のコストを押し上げる結果となり、普及促進の足かせとなる。</p>	個人

また、消費者とのバーター取引のつもりかもしれないが、アナログ出力のコピーガード緩和が盛り込まれているのが全く意味不明である。

デジタル放送はもともと高画質であるためアナログ出力をデジタルキャプチャするとかなりの高画質なコピーフリーのファイルが作成できる(元のハイビジョン画質は失われるが、観られればよいレベルの人には充分満足できる画質である)。一度コピーフリーファイルができてしまえば再エンコードしてYouTubeにアップロードすることもDVDに焼いて量産して売ることも可能である。

なお、YouTubeなどで違法動画を観ている人は画質など気にしない。  
アナログ出力のガード緩和によって、権利者が一番嫌悪していると思われるネットへの流出が増加するのは間違いない。一体なにを考えているのか？

#### ■改善案

以上より、以下を提案する。  
基本的には利便性とのかねあい、「技術的にはコピーフリーになっても、現実的にはフリーではない」落としどころを探るべきである。  
要は「手間をかけずにカジュアルコピー」はできないようにする、ということである。

そもそも、なぜ10回なのか？ 3人家族が3回ダビングというが、録画したコンテンツに対して家族それぞれが3回以内、などとダビング回数を管理するとは思えない。

自分が録画したコンテンツは自分のものである。であれば、現在でも多く存在しているダブルチューナ機器で「同番組同時録画」が可能なのであるから、それを前提に「ダビング3」程度でも充分である。お姉さんと弟で別チューナで別に録画設定すれば、それだけで「ダビング3x2」である。トリプルチューナ機器でも出れば「ダビング3x3=9」である。デジタルチューナの低価格化はすでに現実である。

これを実施するためには録画時の手間が必要なので、それを許容していただきたい。  
「ダビング3」程度であれば、ムーブ失敗への対策にはなるし、カジュアルコピーの被害も「ダビング10」より圧倒的に減ると推察する。

増やしても意味のないダビング回数を上記のように減らす代わりに、「メディアからメディアへのコピー又は移動」を認めて頂きたい。

具体的には、光ディスクからHDDへの書き戻しを許容して頂きたい。  
可能であれば、光ディスクからHDDへコピーし、HDD上では「ダビング3」のまま復活するようにして頂きたい。  
これを許容することで、前述したコピーワンスの問題点は大きく改善され、消費者の利便性は非常に向上する。  
「それではそれをさらに『ダビング3』されてしまうので事実上コピーフリーだ」というのであれば、「ディスクからHDDへのムーブ」でも仕方ない。その場合はBD-REなどの書き換え可能ディスクのみの対応になる(HDDへ書き出したら光ディスク上のコンテンツは消去する必要があるため)が、やむを得ないと考える。

または、光ディスクからHDDへコピーした時は「コピーワンス」になっていてもやむを得ない。  
何度も何度も光ディスクからHDDにコピーしては別の光ディスクに書き出して大量生産するユーザが多数いるとは思えない。それはあきらかに悪意のユーザであり、善意のユーザとは切り離して犯罪として取り締まりを考えるべきである。

また、同時に「別コーデックでの複数コンテンツ録画」を認めて頂きたい。  
前述した通り、ポータブルデバイス用のコーデックと、保存用のコーデックの2種類を同時生成しないと利便性が上がらないからである。  
ダビング3の内訳としてユーザが選択できてよい。

#### ■その他

web記事では椎名氏が「ダビング10は暫定ルール」と発言しているが、問題の先送りに他ならない。ルールが「暫定」などと言われると、消費者は不安であり、地デジ機器購入をためらう材料となる。

機器を消費者に何回も買い直せというのか。  
なお、項目が地上デジタルであるが、当意見は地上デジタルに限るものではない。  
ところで、委員会のみなさんは以下のようなweb記事をお読みになってらっしゃるのでしょうか？

<http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0710/05/news101.html>  
<http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0707/23/news009.html>  
<http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0711/06/news033.html>  
<http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0711/07/news024.html>  
<http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0711/08/news005.html>

これらの著者、「小寺信良」氏や「麻倉怜士」氏などを、真のユーザニーズと技術を知る人として委員会に呼んだりしないのはなぜで知らないのを知る努力をせず知らないままにして重大事を決定するのは大変な怠慢だと考えます。  
よろしくお願ひします。

#### ●「著作権保護技術」？

(該当ページおよび項目名：41ページ、「第4章第1節著作権保護技術について」、および42ページ～、「第4章第2節著作権保護技術の種類と特徴について」)

デジタル複製の技術は、元の著作物等の品質と同品質の複製ができること、記録媒体等の破損等の場合を除き何回利用しても品質が劣化しないこと、短時間に大量の複製物が作成できることなど様々な特徴を有する。  
――(本文P41)

#### 複製の制御

- ・コピー世代の制限(コピー禁止、一世代までコピー可、コピー制限なしなど)
- ・コピー個数の制限

#### 転送・出力の制御

- ・複製・転送が可能な機器の限定
- ・出力先の限定、出力時や出力先でのコンテンツの扱い(再暗号化など)

#### 再生の制御

- ・ライセンス契約上認められていない方法で作成された複製物を検知し、再生を止めるなど
- ――(本文P43)

個人(同旨3件)

<p>「記録媒体等の破損等の場合を除き何回利用しても品質が劣化しないこと」とは、CDやDVDに一度記録したからといってそれが恒久的に保存されるわけではない。      どのような記録媒体であれそれが文字通りの意味で恒久的に保存し続けることは不可能である。      その「保存媒体の劣化」対策として「孫コピー」がある。      「孫コピー」の用途を「著作権侵害」と決めつけそれを阻害することは利用者にとって大変不都合である。      また、優れた二次創作の発展を阻害する可能性がある。      たとえ二次創作といってもいわゆる「パクリ」や「劣化コピー」などに留まらず、たとえばファンの中で「MAD」として楽しめる文化がある。      非常に高いクオリティを有する作品も多くあり、それが我々に感動を与える以上、それらもまた一つの「創作活動」と呼ぶことにはなんの差し支えもない。      優れた二次創作はときとしてオリジナルの知名度を上回ることすらあり、オリジナルの作品にとっても非常に喜ばしい宣伝となりうる。      このようなことが可能になるのは「元の著作物等の品質と同品質の複製ができること、(中略)短時間に大量の複製物が作成できることなど様々な特徴を有すること」による。      これを阻害することは「権利者」にとって「経済的不利益」ではないだろうか？      また、この技術が報道等に応用された場合、国民による報道の不正を監視することが難しくなる。      以上、「著作権保護技術」の運用はおおくの弊害を伴う。      これを促進するよりは、むしろこの技術こそを規制すべきではないだろうか？</p>	
<p>●56ページの「第4章、第3節、(2)「コピーワンス」ルールの見直し」の項目について      権利者団体側は「コピーワンスは補償金の対象拡大が大前提」と言っているが、補償金が誰に、どのような基準で分配されたかを1円単位まで公表しない限り絶対に反対。      これが公表されないのならコピーワンスのままかまわない。      私用用途が明確になっていない汚い金には1円たりとも払う必要はない。      ただし、ムーブ失敗など、明らかに消費者に不手際が無いものに関しては対応する必要がある。      (恐らく権利者団体側は「ムーブ」を悪用すると複製することが可能になるかもしれないと言っているのかと思うが、HDDレコーダーなどが家電メーカーから出荷された状態では、何かしらの改造等を行わないと悪用することは絶対に出来ない。      このような、ごく一部の知識を持った人間しか出来ない例外事項を、大半の一般消費者に押し付けるのはおかしい)</p>	個人
<p>●P41      第1節 著作権保護技術について      「何回利用しても品質が劣化しないこと」とあるが、録音録画補償金が導入された時は「高品質」な録音録画が「何回も複製」できる事と理由にあった。複製が利用に変わったのは巧妙な言い換えである。何故ならば、利用には単なる再生も含むからである。      SCMCやコピーワンスにより、「何回も複製」がデジタルでは出来ないの、言い換えたと思えない。      音楽の場合、MDやmp3として録音する際は劣化が生じる。映像の場合、DVD-R・DVD-RAMに録画する場合、さらにポータブルブルーレイヤーに転送する場合も劣化が生じる。これで「同品質の複製」が出来ない。      複製が何度も出来ないのは上記の通りである。      なお、大量の複製に関しては、用意に分岐ができる(1台で再生→数十台で録音録画)が行えるアナログの方が、むしろ楽な場合がある。</p>	個人
<p>●P58ii当面の改善策      (3)-3権利者からの指摘事項      i)一人の視聴者に必要な、録画した放送番組のバックアップの数は、原則として1つではないか。      ii)操作の誤りなど、多少の余裕を見たとしても、三つのバックアップで十分ではないか。      上記の点に関し、反対意見を述べさせていただきます。この視点では、録画したものを編集するといった視点が全く無視されており、VHSビデオの時代から、テレビ録画したものを編集する、自分のお気に入りのシーンを集めるといった楽しみは、特殊とは言えないほど多くの人が行ってきた行為であると思われ、楽しみとしてきたことではないかと考えます。その点に全く触れられていないのは何か恣意的なものを感じないこともありませんし、そうでないならば少し短絡的な意見ではないかと思えます。</p>	個人
<p>●P58ii配慮事項      今後の取り組みとして、今回の「コピーワンス」の運用改善が、海賊版の違法流通を助長しないよう、行政、放送事業者、受信機メーカー、消費者などの関係者が連携・協力して周知広報活動に努めることや、デジタル技術の急速な進展に対応するため、今回の運用改善を暫定的なルールとすること等を配慮すべき事項としつつ、放送事業者や受信機メーカーなどの関係者においては、同審議会の提言を踏まえた取組を可能な限り早期に実現するよう要請している。      上記の点に関し、異見を申し述べさせていただきます。コピーワンスの運用改善が海賊版対策になるとは思えません。地上デジタル放送も、一度アナログ録画を間に挟めば従来と同じように幾らでもコピーできることは既に広く知られていることでもあります。映画館の中でビデオ撮影したものが海賊版として出回っている現状を鑑みれば、多少画質が劣化したものでも海賊版としては十二分に通用するものと考えます。また今後アナログを間に挟むことを技術的に回避できたとしても、写っているテレビやモニタの画面を撮影することまで技術的に防げるとは考えにくく、海賊版対策をこうした保護技術によって防ごうというのはそもそも無理があると考えます。      また、以下は上記の異見を踏まえた上での私見ですが、そもそも「複製できる」という特徴こそ映像をここまで産業として発達させた非常に大きな要因であり、それを制作者や流通者が恣意的に制限しようとしても、結果的には自分達の首を絞めるようなパラドクスに陥るだけではないかと私は考えます。</p>	個人



<p>●一般に、不便なものは廃れる傾向がある。 CCCDは、一部のOSで意図した効果が発揮されなかったことや一部のCDプレーヤー等で正常に再生されない場合があったことなどから、現在では、CCCDを発売しているレコード会社はない。 ※46ページより引用。</p> <p>権利者側のみに有利にはたらし、対価を払って文化を享受しようとする利用者に不便を与え、また利用環境によってはその使命を全うできないあやふやな技術は、提供・利用の両者から見放され廃れていくという事実の好例である。 音楽CDに続く次世代オーディオとして期待されているスーパーオーディオCDは平成11年から、DVDオーディオは平成12年から発売されている。 このようなパッケージについては、先述の暗号技術利用型の著作権保護技術を採用しているが、現在のところ余り普及しているとは言えない。 ※48ページより引用。</p> <p>特にDVDオーディオは、既存のCDとの比較でそれを上回る音質が楽しめることとされているが、それでも普及していないということは先の例と同じく利用者に過度の負担を与え、またそれによってもたらされるはずの高音質の作品に投資するだけの価値を見いだす利用者が少数であることを示しているのではないかと考える。 特に、我が国では、「着メロ」「着うた」「着うたフル」に代表される携帯電話への配信が発達している。 ※50ページより引用。</p> <p>携帯電話で楽しむ音楽は、音声データの容量を抑えハンドリングをよくするため、音質は必要最低限のレベルに抑えられているが、なにより携帯電話という広く普及し肌身離さず持ち歩く装置での利用が大変に便利であることを様々なメディアで強く訴求し、また流行歌も積極的に取り入れ品揃えも豊富にし、代金決済も容易に済ませられるなど利用者を第一に考えた工夫が功を奏していると考えられる。</p> <p>これはつまり、一般消費者は音質などはこの次で、いつでも気軽に利用できる環境こそが大切だと感じていることの証明である。 現在、販売用の映像ソフトはDVDが主流になっている。レンタル用の映像ソフトについてもDVDが中心になりつつある。 ※52ページより引用。</p> <p>これについても同様に、ビデオテープより格段に上とされるDVDの画質が目当てというより、省スペースで頭出しも瞬間的に行え、またビデオテープでは考えられなかった面白い仕掛けが組み込めるなど、便利で楽しい使用感を与えられるメディアだから主流になり得たのだと考える。 ただし、レンタル用に関しては別の理由により普及が遅れていると推測する。理由は後述する。 以上を総合して、コンテンツを広く一般に利用させたいと考えるなら、余計な心配をする必要がなく、簡単便利に扱えるメディアを活用することが重要だと判る。 もちろん、これだけでは権利者の利益を最大限に保護する目的は達成できないが、利用者がそっぽを向くようなきつい制約を課しても結局のところそれが活用される機会は極端に少なく、場合によっては仕組み自体が崩壊する危険性をはらんでいることを過去の事実が示している。</p>	個人
<p>・コピーワンスがダビング10に変わるというが、10回は多過ぎる。実態調査をもとに回数を決めるべきである。 同じコンテンツを10回もコピーする人が何%いるのか？補償金制度を廃止してダビング10を導入することは権利者とユーザーのバランスが悪過ぎる。</p>	個人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピーワンスは最悪の制度。ユーザにメリットがひとつも無い。</li> <li>・ダビング10は記録媒体の乗り換えが可能にならなければ意味がない。</li> <li>・私的利用の範囲でコピーが自由にできるまで、アナログ放送の停波に反対。</li> <li>・コピー制御のないHDDレコーダと補償金の組み合わせが現実的。</li> </ul>	個人
<p>2.42ページ「著作権保護技術の種類と特徴について」の項目 この項目中の「暗号技術利用型」の著作権保護技術について意見を述べる。 今後、音楽・映像を収録した市販のCDなどのメディアについて、「暗号技術利用型」の著作権保護技術を付することを検討すべきと考える。 具体例として、パソコン用の市販ソフトウェアと同じく、各メディア1枚ずつに固有のシリアル番号を付し、デジタルコピーの際にシリアル番号の入力を求める方式が挙げられる。 再生にはシリアル番号を不要とし、デジタルコピーのみシリアル番号を必要とすることで、他人・またはレンタルショップから借りたメディアのデジタルコピーの抑止効果が期待できる。</p>	個人
<p>COG(CopyOneGeneration)の考え方の適用に一定の制限が適当とされている事について反対意見を述べます。 ムーブやコピーがデジタル・チューナーとハードディスク等が同一筐体である場合しか認められておらず、さらに、ムーブに関して1回と決め付けられているために、機器故障や機器買換の際、機器間で保存したものを継承できない状況に疑問を感じます。 また、メディアの種類や保存形式が多様化しているにも関わらず、保存元から数種類のメディアに対してのコピーしか考慮されていないように感じられ、将来的に技術の発達を阻害する原因とならないか危惧するものです。</p>	個人
<p>コピーワンスからコピー10になることを聞いていますが、私はあまり賛成できません。なぜなら10個コピーできることにより、たぶん個人で楽しむだけでなく、このシステムを利用して複製した媒体を友人や他人に配布するケースが増え、権利者に不利益になると考えるからです。メーカーは払いたくない主張をするばかりではなく、権利者の不利益にならない、ソフトを提供する側を納得させる、ハードとソフトが共存できる技術を開発すべきだと思います。これだけ技術力のある日本で、それがまだ開発できないのが残念ですし、世界に誇れる技術を生み出して欲しいとおもいます。</p>	個人

<p>コンテンツのムーブ(コピー元が削除される形式のコピー)については制限なしとして欲しい。</p> <p>コンテンツを記録するメディアは年月と共に変化している。 あるメディアに記録した場合にそのメディアを再生できるプレーヤが無くなってしまうと再生できなくなってしまうため。 メディアは多くの場合再生できると言われるかもしれないが、現在のHDDVDとブルーレイディスクのように規格が分裂した場合などに、主流とならなかった規格のメディアを再生する事が困難になることは容易に考えられるためです。 コンテンツが分散してしまう点が問題であればコピー元が削除されるムーブによってコンテンツが増えることはあり得ないため、ムーブの回数を制限する意味は存在しないと考えます。</p>	個人
<p>音楽配信についてDRMフリーが一般化しつつあり著作権保護技術が衰退どころかSONYのルートキットのように違法化すらされている現状について、ちゃんと考察すべきである。</p>	個人
<p>回数の議論になっていますが、問題はユーザの利用のあり方だと思っています。 この方式では編集等むずかしいし、ユーザの使用方法にかなり制限ができてしまうのでは？と思います。</p> <p>たとえばパソコンに限定した話ですがユーザの作ったプログラム等でコンテンツが利用できないという問題があります。 私の利用方法で例をいうのならば、番組等を倍速や3倍速で再生して時間短縮して視聴しているが、企業が提供しているプログラムではこういった利用方法ができません。 レコーダーも同様であれば企業が想定した使い方でしか現状では利用できないのでこの点に不満があります。</p> <p>また、現状では一度放送されたコンテンツが再放送が必ずされるとは言いがたく、過去放送したものに對して再度見たいといった場合にたとえムーブ元がPCにあった場合に、DVD等に書き込みしバックアップをとったとしても、ムーブ元のPCが故障してしまえば、あとはDVDにしかコンテンツがない状況になります。 書き込みしたDVDの寿命が50年～100年とかもつのであれば問題ないですが現状で10～20年程度で見れなくなってしまうといった問題があり、ユーザとしては、どんな形であれ手元に残る状態にできることが望ましいと思っています。 将来的にメディアも変わっているかと思えますし当時の情報を見たい場合難しくなるのではないのでしょうか？ 放送局自体にはあるのでしょうか、それを見れるかといったら一般の人間には難しいのではと思います。</p> <p>また、上記の利用法に関連してコンテンツの(特にニュース、ドキュメンタリ等)ネット上での一部引用ができるべきであると思います。 あるニュース番組にて石原慎太郎氏の発言を捏造する事件や、731部隊に対するドキュメンタリ番組で、安倍晋三ポスターを無意味に映し出す事件がおきました。 上記は放送直後に個人のWEBサイトにて取り上げられ、広まったと認識しているのですが、こういった引用ができないとなると、上記のような問題が起きたとしても認知されず問題が放置されるといった事態が起きうるのではと危惧されます。 ですので、ネット上での一部引用に対しても考慮するべきではないかと思っています。 ただ単に回数を増やすという運用だとこういったこともできなくなるのではと思います。</p>	個人
<p>該当ページおよび項目名 56ページ 第4章第3節 5地上デジタル放送(2) &gt;現行の「コピーワンス」ルールについては、録画の制限が厳しすぎる、視聴者が「ムーブ」に失敗すると、オリジナルの放送番組が使用不能になるなどの指摘があった 意見 HDDレコーダーユーザーですが、ムーブの失敗は非常に心配です。 「コピー9回可能、10回目はムーブ」まで緩和してもらえると非常に助かります。</p> <p>該当ページおよび項目名 58ページ 第4章第3節 5地上デジタル放送(2) &gt;善意の利用者が、家庭の中で普通にコンテンツを楽しむことを妨げられないことが必要。 意見 これが聞きたかった。</p>	個人

<p>視聴者にとってコピーワンスでの不満は、以下の3点です。</p> <p>(1)ムープ失敗時の対策なし  (2)他人にメディアを渡して見せてあげられない(紛失などが困る)  (3)感動した映像を、永遠に残せない(メディアの寿命)  以上のうちダビング10になって解消されるのは(1)と(2)だけです。  DVDで必ず発売されるような映画や人気ドラマをコピーワンスにするのは全然構わない。コピー0でも構わない。『作品』として堂々と売ればいい。  しかし、DVDで売られる可能性などまったくないニュース／スポーツ／バラエティ番組、そういうもののなかに感動や楽しさを感じて、いつまでも保存しておきたい人もたくさんいるんです。  現在「消費者側」の代表として委員会へ参加している方にその気持ちがないのなら、消費者代表として失格です。  日本国民全員に「DVDにならないような番組で、いつまでも残しておきたいものがありますか？」とアンケートをとった場合、どれほど得票するか、これを読む人のほとんどが、心のなかで同じ結論になっているはず。  ダビング10に決定するのなら、CMさえ含め全放送を必ずDVDなどで再販しなければならぬという法律を作ってもらいたい。  そんなことやらないくせに1世代コピーしか認めないというのは、回数が1だろうが10だろうが同じで、番組制作者は人を感動させるのではなく、カネ儲けにウェイトを置いて仕事しているということがよくわかります。  DVDその他のメディアには寿命があるんです。それは人間よりずっと短い程度の寿命で、1世代コピーしかできずDVD販売もされないということは、その映像を糧に人生をがんばっていた人の心を踏みつけるということです。  『著作権』というのは、なんのためにあるのでしょうか。  著作権に限らず世の中のあらゆることは、人類の前進のために行われるべきです。  EPNがいいということではなく、現在の『放送』はいつまでも大切にしておくことが許されないメディアなのだとしたら、そのうち誰も、利用しなくなるでしょう。  「全放送が1局500円程度の有料放送になり、そのかわりコピーフリー」という未来がすぐそこに待っているのが、目に浮かびます。  それならそれでいいですが、情けない後ろ向きな会議から産まれたものだという歴史は、残るでしょう。</p>	個人
<p>第1節  5「地上デジタル放送」  (2)「コピーワンス」ルールの見直し について</p> <p>コピーアットワンスは、消費者に多大な不利益をもたらしたコピー制御技術であり、早急に廃止すべきである。しかし、過去に違法コピーによるインターネット配信が相次いだ経緯もあり、ある程度の著作権保護技術は必要である。  今回、コピーアットワンスの緩和により、10回までのコピーができるようになったが、それでも消費者にとって不利益なのは変わらない。コピーしたメディアから、別のメディアへのコピーが出来ないからである。また、仮にこの仕組みを運用したとしても、現在のレコーダーは対応できない。これをどうするのか、十分な議論がなされないまま導入を決定したのは大いに疑問である。  この10回までのコピー、すなわち「ダビング10」であるが、これ以外にも問題は多い。DVDにコピーする際、1枚では収まりきれないことがある。それで、分割してコピーすることになるが、その分割枚数分カウントされてしまうのはいただけない。  また、これ以外にも以下の問題点が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・録画したディスクの編集が不可能</li> <li>・まずハードディスクに保存しないと意味がないため、ハードディスク容量を圧迫する</li> <li>・レコーダーへのプレイリスト機能が必要</li> <li>・ダビング10への対応が統一されていない</li> </ul> <p>結局のところ、「ダビング10」はコピーアットワンスと何ら変わらないのである。  海外では、コピーしたメディアからコピーを認めているところが多く、コピーアットワンスの仕組みを採用しているのは日本だけである。出来る限り早く、この仕組みを撤廃し、新たな著作権保護技術を導入し、コピーしたメディアからコピーも可能にするべきである。</p>	個人
<p>第3節 著作権保護技術を活用したビジネスの動向について</p> <p>まず最初にHDD課金のほうについては私的複製権の維持の目的と言う名目で料金を徴収しようとし、もう一方の地上波デジタルやコピーコントロールCD、DRMにおいては私的複製権を制限するような規格を作成しているのは何故か？  これら2つの件については明らかに言動が矛盾している点があるのではないか？  規格策定にて著作権料のみならず、ハード市場の囲い込みにもなり、市場原理の排除にもなりかねないのではないだろうか？</p> <p>(1)コピーワンスルール  (2)コピーワンスルールの見直し</p> <p>この件についてはいくら並列でコピー回数を増やしたところで9回だろうが100回だろうが意味がないことである。  そもそも並列でコピーを取れた所でその場限りのデータの保存しかできず、将来的にそのメディアが失われたとき、その情報を次世代にメディアに移し変える事が出来なくなってしまう。  それに回数云々と言う問題でなく、制限をかけること自体私利私欲に反している事であり、この件について同意できない。  少なくとも情報としてのデータを将来に残せるようにするのなら直線的に孫コピー以降をとれるようにしないと意味がないだろう。  このままだと無駄に死蔵作品を増やす結果を招くだけである。</p>	個人
<p>反対。外部機器へのコピー回数を10回としているが消費者が「制限を感じさせない」回数とは思えず賛同できない。現在アナログで行っているような不要箇所の切り貼り、そして回数を重ねることではか分からない画像圧縮の強弱を試行しノイズがでるでないの見極めを行うとすぐに回数を使い果たしてしまい、回数が妥当とはとても思えない。消費者側の代表が本当に使用している人の意見を述べているのか疑問を持つ。また状況に応じて回数を変更する可能性があるとの議論されているようだが、製品を製造する側からすれば将来変更されるかもしれない箇所があるというのは非常に作りこく、またすでに売ってしまった製品に対しての責任をどうとるのか、最初の普及するかどうか危うかった状態でも買ってくれた恩ある人を切り捨てても納得してもらえるのかといった問題を放送局、権利者側は軽視しているように感じられる。何度もポリシーの変更ができる問題ではないため本当にこのままでいいのか議論をしつづけた上で売り言葉に買い言葉でなく慎重に決定して頂きたい。</p>	個人

<p>普及を妨げている諸悪の根源 デジタル放送についてこんな制限を課しているのは世界で日本だけです。地上デジタル放送の普及を妨げているのはコピーワンスのせいだと言っても過言ではありません。現状のままでは私はデジタル放送を見ません。高額なデジタル放送機器を買ってまでコピー制限がかけられたテレビ番組を見ようとは思わないからです。アメリカはコピー制限がなくてもとくに大きな問題にはなっていません。</p> <p>フリーなOSで視聴できるか疑問 また、私のPCはGNU/LinuxというフリーなOSを利用しています。Windowsよりも格段にセキュリティが上だからです。フリーとは、誰でも自由に実行でき、改変でき、再配布できるという意味です。こういうコピー制限がしてあると、GNU/Linuxでは録画はおろか視聴することもできないのではないのでしょうか？マルチメディアに弱いOSは普及しません。官庁もセキュリティ対策のためにGNU/Linuxを利用するこの時代、GNU/LinuxをはじめとするフリーOS・フリーソフトウェアの普及が阻害されると日本のITは世界に大きく遅れをとります。アメリカ同様コピーフリーにすることを望みます。番組のインターネット流出は送信可能化権で取り締まればいいのです。</p> <p>経年劣化対策に孫コピーは必要 いわゆるコピーナインですが、孫コピーができない段階でお話になりません。たしかにDVD-Rなどのメディアに劣化することなくコピーはできます。しかし、メディアは経年劣化して、運が悪いと1年でまったく読めなくなります。そのため、ユーザーとしては劣化対策のために孫コピーがしたいと考えるのです。孫コピーができないのであれば、9回だろうが256回だろうが大した違いはありません。たしかにコピー制限は海賊版の違法流通に歯止めはかけられるでしょう。しかし、ユーザーにとってはとてつもなく使いづらいのです。なぜ、一部の犯罪者のために一般ユーザーが迷惑を被らないといけないのでしょうか？怒りを通り越して呆れるばかりです。</p> <p>機器の買換えによる出費・環境への影響 DRMの方法をころころ変えるとそのたびに機器一式の買い換えを迫られることになり、消費者に高い出費が生じます。この点が見えていないようでは、ユーザーの視点に立った議論がなされていないのは明らかです。 おまけに、捨てられた機器が何千万機にもなると、深刻なゴミ問題にもなります。</p> <p>DRMフリーでも海賊版流出は防げる アップルはDRMフリーな楽曲をダウンロード販売しています。ただ、購入者のAppleIDがファイルに埋め込まれているため、インターネットに流したら流した本人がわかる形式になっています。だから送信可能化権で取り締まれます。こんな感じでDRMフリーとしながらも、海賊版を防ぐ工夫は存在します。</p>	個人
--	----